

## 令和6年度（令和5年分）給与支払報告書の提出について

本市個人住民税の賦課徴収事務につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別紙総括表に記入の上、個人別明細書の先頭に添付して、下松市税務課市民税係宛にご提出ください。なお、給与支払報告書の提出を関与税理士等に委任される場合は、同封書類一式をお渡しくください。

また、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

※この通知は、昨年の提出実績に基づいて送付しています。

**下松市への報告人員が0人の場合は、提出していただく必要はありません。**

**お手数ですが、廃棄していただきますよう、お願い申し上げます。**

### ■提出先及び問い合わせ先

〒744-8585

山口県下松市大手町3丁目3番3号

下松市税務課市民税係（1階3番窓口）

電話：0833-45-1815（直通）

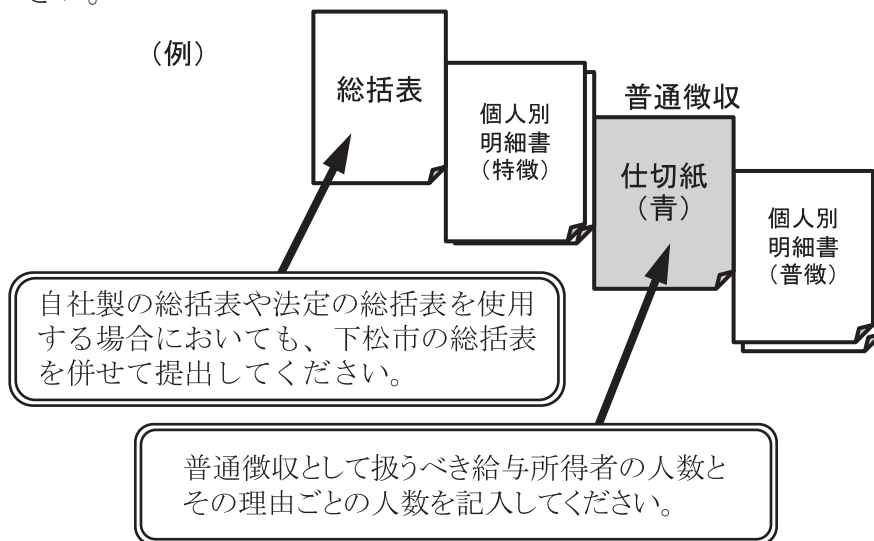
### ■提出期限

令和6年1月31日(水)

### ■提出方法

①用紙による提出（郵送されるか窓口へご持参ください。）

総括表と個人別明細書（1部）を以下のようにクリップや輪ゴム等で束ねてご提出ください。



②光ディスク等による提出

総括表と光ディスク等をご提出ください。  
詳細は、下松市ホームページをご覧ください。

③eLTAXによる提出

用紙での提出は不要です。  
提出方法等の詳細は、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

〈給与所得者の異動届出書について〉

給与支払報告書の提出後、4月1日までの間に転勤・退職・休職・長期欠勤等の異動が生じた場合は、4月15日までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

また、新たに特別徴収を開始する場合、給与支払報告書の提出の際に特別徴収とするか、「特別徴収への変更届出書」の提出が必要です。

〈特別徴収実施のご案内〉

山口県内すべての市町では、地方税法第321条の4の規定に基づき、原則すべての事業所に対して住民税の特別徴収義務者に指定する（従業員の毎月の給与から住民税を天引きしていただく）こととなりますので、ご理解をお願いします。

下松市においては、普通徴収とする給与所得者について、普通徴収の仕切紙（青）に普通徴収とする理由ごとの人数を記入して提出してください。

なお、普通徴収に該当する理由がない場合、または普通徴収の仕切紙（青）の記入がない場合は、原則特別徴収（給与天引き）となりますのでご注意ください。

↓封筒などに貼って、ご活用ください。

〒744-8585  
山口県下松市大手町3丁目3番3号  
下松市役所 税務課  
市民税係 行

給与支払報告書 在中